

■ 検定・資格紹介セミナー
ビジネスパーソンにお勧め「社会人の必須スキル」

第4弾開催決定！

参加無料
事前予約制

定員
100名
(先着順)

ビジネス実務法務検定試験®の受験をお考えの方へ

民法の改正ポイント！

～ 改正民法は2020年4月施行

ここだけは知っておきたい改正ポイント～



～リスク対応スキルから見た具体的な事例～

当検定試験は、社会人の方に「法律の基礎」を習得いただき、更には「具体的な事例を正しい知識を使って解決できる」までのスキルを学習します。今回は、民法の改正により結論が変わった点を題材に取り上げて、事例の処理が変わる（変える必要がある）点についてお話いたします。

当検定試験では、ビジネスに関する法律知識を、業界や業種を問わず幅広い範囲で学習できます。あなたをトラブルから守るための法律知識を、しっかりと身につけましょう！

2018年 **7/12** (木)

TAC 渋谷校
19:00～20:00
※18:30からご入室いただけます。

□ 内容

- ① 債務不履行に基づく損害賠償請求権および解除の要件(債務者の帰責事由の要否)
- ② 売買の目的物に欠陥があった場合の処理
 - ・「瑕疵」概念から「契約内容不適合」概念へ
 - ・債務不履行責任の特則としての売主の担保責任
- ③ 債権の消滅時効期間とその特則

□ 対象

- ・ビジネスパーソン(法務部門に限らず営業、販売、総務、人事などあらゆる職種の方)
- ・学生(学年は問いません)

□ 担当



多賀 潤 講師
(TAC専任講師・ビジネス法務エグゼクティブ)
【担当】
1 級対策・2 級対策および 3 級対策講座
〔全学習メディアおよび収録講義〕

□ 申込方法

当セミナー参加にあたっては事前のご予約が必要です。
事前予約手続の詳細につきましては、東京商工会議所のHP(下記)にてご案内させて頂いております。

ご予約はこちらから↓

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-86306.html



予約締切

7/11(水)
まで

【会場のご案内】
**資格の学校TAC
渋谷校**

〒150-0031 渋谷区桜丘町 31-15
渋谷桜丘スクエア 5F

☎03(3462)0901(代)

※JR 渋谷駅西口より徒歩 7 分
京王井の頭線渋谷駅西口より徒歩 4 分



318-0903-1005-13